

## 地域コミュニティおよび協働の位置付け（自治基本条例検討資料 作成：地域政策課）

### 1 地域コミュニティとは

- ・コミュニティとは、社会共同体を指す。共通の目的や興味等を介して集まった集団、仲間。
- ・話し合う、相談する場。
- ・コミュニティのうち、特に地縁に基づくものを地域コミュニティという。
- ・全国的に地域の連帯感が希薄化し、地域力が衰退している。こうしたことが、教育、福祉、犯罪など様々な問題の遠因ともなっており、地方分権時代にあつて、「新たな公」としてのコミュニティの再生が強く求められている。

### 2 高松市における位置付け

- ・地域コミュニティの再生（構築）手法として、比較的基盤の強固な自治会を中心に、老人会、婦人会、子ども会など地域の各種団体の連携による協議会方式をモデル的に提案し、構築を促進している。
- ・広義には、PTA や衛生組合などは NPO に含まれるが、環境、福祉など目的・テーマによって組織された地縁団体として、地域コミュニティの構成メンバーとする。
- ・日常生活圏が地域コミュニティ組織構築の単位。歩いていける範囲、顔の見える範囲であり、住民にとって身近な区割、原則として小学校区。
- ・地域の課題・問題（防災、防犯、清掃など）を協議、自ら解決する組織。
- ・住民参加の主体であり、同時に、参画（実行・実践）の主体である。
- ・地域コミュニティは、まちづくりのベースとなるもの。

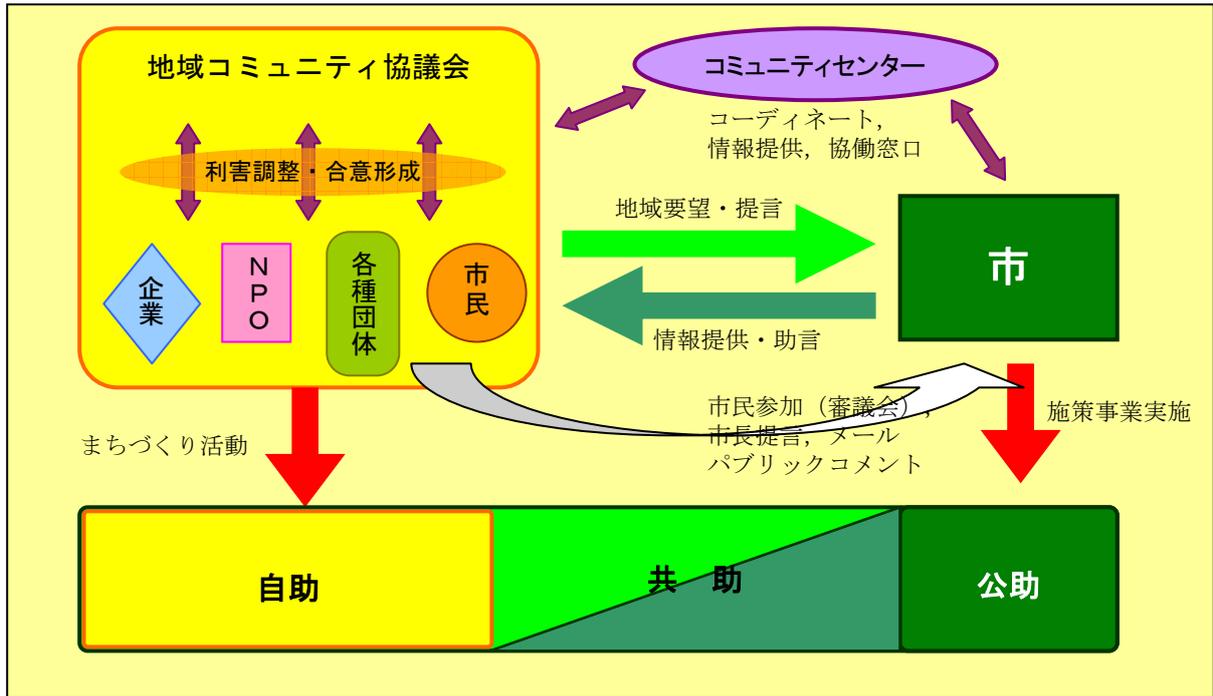
### 3 現状・課題

- ・一般市民の認知度は低い。
- ・各種団体だけでなく、NPO や企業、個人の参加も想定しているが、各種団体連絡会の段階。
- ・現在は、ヒト、モノ、カネの基本的な仕組みを整備する初期段階と認識している。
- ・地区により、コミュニティに対する理解度、活動の熟度等に差異が見られる。
- ・協議会内部の体制整備が十分でなく、会長のリーダーシップに依存。

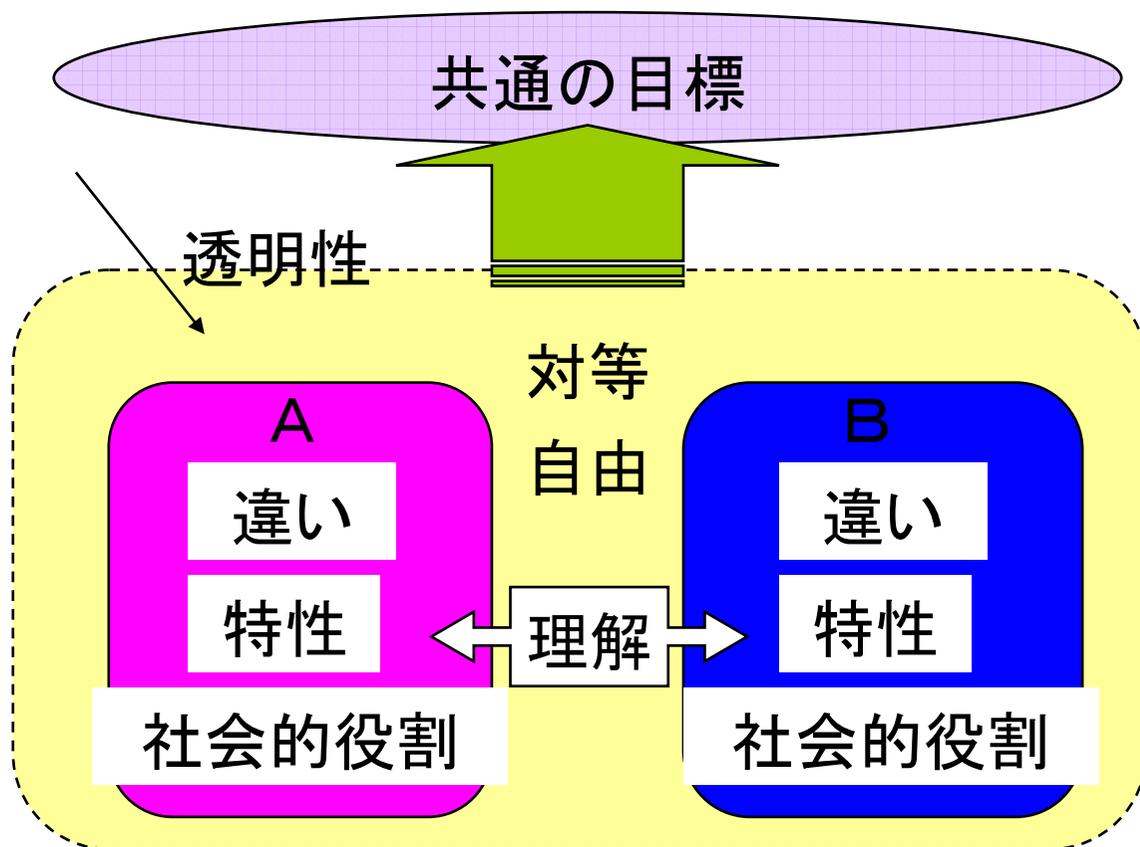
### 4 今後のあり方等

- ・自治を自覚して自立した市民組織で、公益の自覚と秩序を具備し、評価・検証システムを有する段階への到達をゴールとしたい。
- ・地域の全ての事業を地域コミュニティが把握、実施する必要はなく、事案に応じて、適切な組織が対応すればよい。地域コミュニティは、地区全体もしくは大部分が対象となる事案の利害調整・コンセンサス形成が任務。
- ・真の協働のパートナーとなること。要望・下請団体でなく、自ら決定、実行し、責任を持つ。

【地域コミュニティと行政，コミュニティセンター等との関係イメージ】



# 協働とは



協働とは、それぞれの主体（NPO、企業、行政等）が、対等かつ自由な立場で、それぞれの違いと特性、社会的役割を踏まえて、共通の目標達成のために、共に取り組む関係です。

これからのまちづくりには、市民・企業・行政が、それぞれ独自の機能に応じた役割分担をして、協働で問題解決を図ることが必要

# NPOの定義

NPO (Not for Profit Organization もしくは Nonprofit Organization)

## 【本市での定義】

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するため、社会的課題の解決に自発的・主体的に取り組む、営利を目的としない活動を行う組織体、特定非営利活動法人格の有無は問わない。  
(宗教活動, 政治活動, 暴力団関係の団体を除く。)

